三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年一月十三日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　長崎県南島原市口之津町丙字下砥石川一七五〇の一、一七五四、一七六〇、一七六一、一七六二の二、一七六三の一、一七六七の一、一七六八の六、字上貝瀬一七八〇の一、一七八〇の四、一七八〇の五、一七八一の一、一七八二
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び南島原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年一月十三日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　三重県津市美杉町丹生俣字笹谷二五七、二六〇、二六一、二六一の一
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年一月十三日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　三重県津市美杉町八知字大鹿三四一四、字渕ケ上三四二〇の一、三四二〇の二、三四二一の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字大鹿三四一四・字渕ケ上三四二〇の一・三四二〇の二・三四二一の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○国土交通省告示第八十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は平成二十八年一月十三日から三十日間国土交通省北陸地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月十三日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　北陸自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
能美市吉原釜屋町カ字五番三から能美市吉原釜屋町カ字三番二まで	前	最大（メートル）四二 最小（メートル）三二	六三四（メートル）
	後	最大 二六五 最小 三二	

○中部地方整備局告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月十三日から二週間中部地方整備局及び同局名四国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月十三日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　四百七十五号
三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
豊田市岩倉町大峰七〇番二地内	○・〇〇～一一・七〇（キロメートル）	○・〇一九（キロメートル）

四　指定する期日　平成二十八年一月十三日

○近畿地方整備局告示第三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年一月十三日

近畿地方整備局長　山田　邦博

一　施行者の名称　兵庫県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十二年建設省告示第二千四十五号東播都市計画下水道事業加古川下流流域下水道
三　事業施行期間　自昭和六十二年十二月三日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし